

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（案）

制定

29 農 振 第 2262 号

平成 30 年 3 月 28 日

農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和 4 年〇月〇日付け 3 農振第〇〇号

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 3 第 1 項（1）地域活性化対策の実施については、交付等要綱の定めるところによるほか、本要領の定めるところによるものとする。

第 2 事業内容等

本事業は、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、その事業の内容は、次のとおりとする。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は、別表に定めるところとする。

1 活動計画策定事業

- （1）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
- （2）地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等

2 農山漁村関わり創出事業

- （1）農山漁村体験研修の実施
- （2）情報の発信及び共有
- （3）農村プロデューサー養成講座の実施

3 農山漁村情報発信事業

- （1）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信
- （2）農業遺産等の情報発信

第 3 事業実施主体

交付等要綱第 3 第 2 項の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

1 第 2 の 1 の活動計画策定事業（以下「活動計画策定事業」という。）を実施する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たす地域協議会

- （1）次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

- ア 目的
- イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
- ウ 意思決定の方法
- エ 解散した場合の地位の承継者
- オ 事務処理及び会計処理の方法
- カ 会計監査及び事務監査の方法
- キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(2) 地域協議会の構成員に市町村を含んでいること。

- 2 第2の2の農山漁村関わり創出事業（以下「農山漁村関わり創出事業」という。）を実施する場合にあっては、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業

第4 事業実施期間

交付等要綱第3第2項の事業実施期間は、事業内容ごとにそれぞれ次のとおりとする。

1 活動計画策定事業

- (1) 交付等要綱第1の農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）を交付する期間は、2年間とする。ただし、事業実施主体が、別表の1のうち、具体的な事業内容欄の(2)のイの取組を行い、かつ、事業を実施する地域が別表の交付率及び助成額欄の(5)に掲げる地域のいずれかに該当する場合又は別表の具体的な事業内容欄の(2)のウの取組を行う場合にあっては、3年間とする。また、第2の1の(1)の地域の活動計画の策定については、事業開始年度内に完了することとし、この取組に対して交付金を交付する期間は、1年間とする。
- (2) (1)の交付金を交付する期間にかかわらず、活動計画策定事業を実施するための計画期間は、3年間とする。

なお、当該計画期間のうち最終年度については、交付金の交付期間内に行った取組を自立的かつ継続的な取組としていく期間とする。

2 農山漁村関わり創出事業

交付金を交付する期間は、第2の2の(1)の農山漁村体験研修の実施については最大2年間、第2の2の(2)の情報の発信及び共有並びに(3)の農村プロデューサー養成講座の実施については、1年間とする。

3 農山漁村情報発信事業

交付金を交付する期間は、1年間とする。

第5 事業の公募

農村振興局長は、公募要領により、事業実施提案書の公募を行い、また、次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）は、交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

- 1 活動計画策定事業については、次に掲げる事業実施主体の所在地域に応じ、それぞれ次に定める者

- (1) 北海道 農村振興局長

- (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
 - (3) (2) 以外の都府県 地方農政局長
- 2 農山漁村関わり創出事業及び農山漁村情報発信事業については、農村振興局長

第6 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定及び提出

交付等要綱第5の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び交付等要綱第6の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）は、事業実施主体が、第5の選定を受けてから1か月以内に、次に定める様式により策定の上、別紙様式第1号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

- (1) 活動計画策定事業の様式は、別紙様式第2号とする。
- (2) 農山漁村関わり創出事業の様式は、別紙様式第3号とする。
- (3) 農山漁村情報発信事業の様式は、別紙様式第4号とする。

2 策定に当たっての留意事項

活動計画策定事業、農山漁村関わり創出事業及び農山漁村情報発信事業を実施する場合にあっては、振興推進計画及び事業実施計画の策定に当たって、次に掲げる事項（活動計画策定事業にあっては（1）～（5）、農山漁村関わり創出事業（第2の2の（1）に掲げるものに限る。）にあっては（1）、（2）及び（6）、農山漁村関わり創出事業（第2の2の（3）に掲げるものに限る。）にあっては（1）、（2）及び（7）、農山漁村情報発信事業にあっては（8）及び（9）に掲げる事項）に留意するものとする。

- (1) 振興推進計画及び事業実施計画が、事業の計画期間内の全ての期日にわたるものであること。
- (2) 振興推進計画及び事業実施計画の目標及び目標の達成状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）の内容に対して、取組の内容が適切なものであること。
- (3) 第3の1の（1）の事項について全ての構成員が同意したことが確認できる資料を添付すること
- (4) 活動計画策定事業の実施によって実現しようとする目標を、第2の1に掲げる取組に対応するように、次のアからウまでに掲げる目標から選択して定め、かつ、情報発信等による普及啓発に係る数値目標を定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできるものとする。
 - ア 都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等）
 - イ 都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等）
 - ウ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）
- (5) 活動計画策定事業の評価指標を、目標ごとに設定すること。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものであるもの。
- (6) 農山漁村関わり創出事業（第2の2の（1）に掲げるものに限る。）の実施によ

って実現しようとする目標を、第2の2の（1）に掲げる取組に対応するように、取組目標と評価指標について、次のように定めること。

ア 目標については、就農支援制度（農業人材力強化総合支援事業、農業経営法人化支援事業で実施している支援メニューや研修等、受入地域が実施している就農支援事業等）へ導いた人数や割合等、研修生が農山漁村での地域活動へ関心を持つことに係る定量的なもの及び、就職氷河期世代（1970年度～1983年度生まれ）の研修生に係る数値目標（研修生に占める割合等）を設定すること。

イ 評価指標について、農村体験研修を受けた人数や受入地域数等、目標に対応した定量的なものとする。

（7）農山漁村関わり創出事業（第2の2の（3）に掲げるものに限る。）の実施によって実現しようとする目標を、第2の2の（3）に掲げる取組に対応するように、取組目標について、次のア及びイにより定めること。

ア 計画期間中の目標として、入門コースの受講人数の目標を設定すること。

イ 事業実施計画の期間終了後の目標として、翌年度中に農山漁村の課題解決に向けた取組を行った実践コース研修生の割合の目標を設定すること。

（8）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信については、事業実施に係る数値目標（ウェブサイトの閲覧者数等）を設定すること。

（9）農業遺産等の情報発信については、事業実施に係る数値目標（農業遺産の認知度等）を設定すること。

第7 年度別事業実施計画及び地域の活動計画等

1 年度別事業実施計画

活動計画策定事業及び農山漁村関わり創出事業（第2の2の（1）に掲げるものに限る。）を実施する場合にあっては、事業実施主体は、事業開始年度の翌年度以降において、毎年度、事業の進捗状況、実績等を踏まえ、交付等要綱第6の年度別事業実施計画を別紙様式第5号により策定し、毎年度4月末日までに別紙様式第6号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

2 地域の活動計画

活動計画策定事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、第2の1の（1）の地域の活動計画を、別紙様式第14号を参考に策定し、事業の開始年度の翌年度の4月末日までに、1の年度別事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

第8 計画の承認

1 地方農政局長等は、3、第6の1及び第7の1により提出された各計画の内容及び対象経費等を精査し、本要領によるほか、交付等要綱等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

2 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した計画について、農村振興局長に次のとおり報告するものとする。

（1）振興推進計画及び事業実施計画については、別紙様式第7号により報告するもの

とする。

(2) 年度別事業実施計画については、別紙様式第8号により報告するものとする。

3 承認された振興推進計画、事業実施計画又は年度別事業実施計画について、次に掲げる重要な変更がある場合には、事業実施主体は、第6の1又は第7の1の手續に準じ、各計画を提出するものとする。

(1) 各事業の事業費の3割を超える増減

(2) 各事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 各事業の追加又は廃止

(4) 別表の交付率及び助成額の欄の活動計画策定事業の(5)に該当する地域における取組を実施する場合にあっては、事業実施地域の変更

第9 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、交付等要綱別記様式第12号により、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

第10 助成

交付等要綱第3の事業の実施に要する経費は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。

なお、賃金等の人件費の算定は、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第11 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと)。

2 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

3 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理の顛末を明らかにしておくこと。

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する総会等の議事録

- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他予算関係書類

2 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- (4) その他

第 13 事業の評価

活動計画策定事業及び農山漁村関わり創出事業を実施する場合にあつては、交付等要綱第 7 の交付対象事業に係る事業実施後の評価は、次のとおり実施するものとする。

- 1 事業実施主体は、振興推進計画及び事業実施計画に定められた計画期間の目標における達成状況等について、毎年度、次に定めるところに従い評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
 - (1) 事業実施結果の評価（以下「事業評価」という。）は、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等について総合的に行うものとする。
 - (2) 事業評価の報告は、別紙様式第 9 号及び第 10 号により、事業開始年度の翌年度以降、毎年度 5 月末日までに行うものとする。
- 2 1 により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の内容を評価するものとする。

なお、地方農政局長等は、評価を行うに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。当該第三者機関は、当該事業評価の内容について、評価及び検証を行ったうえ、別紙様式第 11 号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2 により行った事業評価の内容の評価結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、評価の結果を農村振興局長に報告するものとする。なお、これらは次のとおり実施すること。
 - (1) 評価の結果の報告は、別紙様式第 12 号により、速やかに行うものとする。
 - (2) 評価の結果等の公表は、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を 3 の（2）により公表するものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、次に掲げる（1）又は（2）のいずれかに該当する場合をいうものとする。

- (1) 振興推進計画及び事業実施計画に定める計画期間において、同計画で定めた目標の達成率が 3 年続けて 70%未滿となった場合又は単年度で 50%未滿となった場合
- (2) 振興推進計画及び事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較した結果、評価の結果において、取組内容の達成率が 50%未滿となった場合

第 14 完了報告

事業実施主体は、第 8 の 1 により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙様式第 13 号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の 5 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第 15 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。なお、事業実施主体は、承認された振興推進計画及び事業実施計画並びに年度別事業実施計画について、第 8 の 3 (1) から (4) まで以外の変更がある場合には、変更した内容を交付等要綱第 21 第 1 項の実績報告書の提出時に併せて地方農政局長等へ報告するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2326 号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2 の通知によって平成 29 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年●月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振 2262 号農林水産省農村振興局通知）により令和 3 年度中に着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表

事業の種類	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 活動計画策定事業	農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援する。 ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組 ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組 ③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組 なお、①については②若しくは③と合わせて実施すること。 支援の内容は、以下のとおりとする。 (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定	以下の要件を全て満たすこととする。 (1) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。 (2) 自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること。 (3) 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)の取組について、少なくとも同欄の(1)のイ及び(2)のウの取組以外の全ての取組を実施すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)を合わせた各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。 ア 事業開始年度は、500 万円とする。 ただし、具体的な事業内容欄の(1)については、300 万円を上限とする。 イ 事業開始から2年目の年度は、250 万円とする。 (3) 具体的な事業内容欄の(2)のウの取組を行う場合の各年度の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々250 万円を加えた金額とする。 (4) 具体的な事業内容欄の(2)のイの取組を行

	ア ワークショップ開催 地域住民間で徹底した話し合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネーターするワークショップの開催 イ 先進地の視察及びセミナーへの参加 地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地の視察及びセミナーへの参加 ウ 活動計画の策定 ア及びイの取組を踏まえた地域の将来像を構想するために必要な活動計画（「交流」や「定住」へ繋がる定量的な数値目標を記載するもの）の策定 （２）地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等	（４）次のアからウまでの事業において採択された事業実施主体ではないこと。 ア 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金 イ 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1905 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業 ウ 農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）に規定する地域活性	い、かつ、事業を実施する地域が次の（５）の要件に該当する場合の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から 3 年目の年度までの助成額の上限に各々 100 万円を加えた金額とする。 （５）事業を実施する地域が次のアからコまでのいずれかに該当する場合とする。 ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域 イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替え
--	---	--	--

ア 体制構築

活動計画に掲げられた取組
を実施するために必要な体制
の構築

イ 実証活動

活動計画に掲げられた取組
の具現化に向けた実証活動及
び普及啓発に資する情報発信

ウ 専門的スキルの活用

活動計画に掲げられた取組
の具現化に向けた地域外の人
材が有する ICT 等の専門的ス
キル等の活用

化対策（平成 30 年 3 月
28 日付け 29 農振第 2248
号による当該通知の改正
以前に採択されたものに
ついては、都市農村共生
・対流及び地域活性化対
策）

て適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項
若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準
用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44
条第 4 項の規定により過疎地域とみなされ
る区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度ま
での間に限り、同法附則第 5 条に規定する特
定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第
1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市
町村の区域とみなされる区域を含む。）を、
令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、
同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村
（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び
第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村
の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2
条第 1 項の規定に基づき指定された半島振
興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2
条第 1 項の規定に基づき指定された離島振
興対策実施地域

カ 沖縄県振興特別措置法（平成 14 年法律第

			14号)第3条第1号に規定する沖縄 キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島 ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 ケ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯 コ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
2 農山漁村関わり創出事業	(1) 農山漁村体験研修の実施 就職氷河期世代を含む多様な人材に対して、農山漁村において、農林水産業及び地域における様々な活動を体験する農山漁村体験研修を行い、農山漁村に多様な形で関わりながら農山漁村への理解を深め、農山漁村に関心を	具体的な事業内容欄の(1)の取組を実施する場合は、次の要件を全て満たすこととする。 (1) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。	具体的な事業内容欄の(1)の交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限額は、1事業実施主体当たり6,000万円とする。

	持つ関係人口を創出する取組	(2) 対象者の農山漁村への理解を深める取組であること。 (3) 事業実施主体が複数の都道府県の地域を対象として取り組むこと。 (4) 多様な人材が農山漁村と多様な形で関わる機会を創出し、関係人口の裾野の拡大を図るために、多様な人材に対して、農山漁村での様々な活動の場を提供する取組であって、全国展開に資すると見込まれること。 (5) 研修生のうち就職氷河期世代(1970年度～1983年度生まれ)が半数以上となる計画であること。	(3) 2ヶ年の助成額の上限額は、1事業実施主体当たり8,500万円とする。
--	----------------------	---	---

		(6) 関係人口の創出・拡大を通じた農村振興に資するため、本取組の完了後においても、事業実施主体が同様の取組を事業化して継続的に実施すると見込まれること。	
(2) 情報の発信及び共有 (1) の取組について研修実施地区や研修生の募集に際して一元的に広報すること、実施主体同士の情報交換の場となるプラットフォームを構築すること等、農山漁村体験研修を効果的に行うための取組	具体的な事業内容欄の(2)の取組を実施する場合は、構築するプラットフォームが、具体的な事業内容欄の(1)の取組を更に促進するものであること。	具体的な事業内容欄の(2)の交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 取組の助成額の上限は、2,000万円とする。	
(3) 農村プロデューサー養成講座の実施 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを酌み取りながら、	具体的な事業内容欄の(3)の取組を実施する場合は、以下の要件を全て満たすこととする。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。	

	地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を「農村プロデューサー」として育成する取組	(1) 入門コース（地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能なオンライン講演）の企画・運営ができること。 (2) 実践コース（地方自治体職員等を対象として、実例を基にした模擬演習や地元での実践を通じ、地域づくりをプロデュースする者を養成）の企画・運営ができること。 (3) 実践コース修了生等をつなぐネットワークの企画・運営ができること。	(2) 助成額の上限は、公募要領によるものとする。
3 農山漁村情報発信事業	農山漁村のポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産、日本農業遺産、世界かんが	情報発信等を通じ、優良事例や世界農業遺産、日本農業遺産、世界かんがい施設遺産及び農業・農村の有する多面的機能に対	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。

	い施設遺産及び農業・農村の有する多面的機能について、全国への情報発信等を行う取組	する都市住民の認知度向上や他地域への横展開を図る取組であること。	(2) 取組ごとの助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。
--	--	----------------------------------	--

別紙様式第1号

番
年 月 号
 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認(変更)申請について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

事業開始年度	令和 年度
--------	------------

**農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(地域活性化対策のうち活動計画策定事業)**

【 事業の種類 】

1 活動計画策定事業

☐
☐
☐

- ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組
- ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組
- ③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組

事業実施主体名

所在地(都道府県・市町村)

1. 事業実施主体等

事業実施主体名(注1) (地域協議会名)						
取組地域の都道府県・市町村						
取組地域の範囲(注2)		旧小学校区		旧市町村域		市町村域
取組地域の集落名(注3)						
代表者氏名						
事業実施主体住所及び連絡先	住所 〒					
	TEL			FAX		
	E-mail					
事務局(個人又は団体)						
事務局所在地及び連絡先	住所 〒					
	TEL			FAX		
	E-mail					
地域振興8法等の指定状況(注4)						

2. 地域協議会構成員・連携団体

地域協議会の構成員となる個人及び団体	法人形態等	地域協議会における役割	所在地(市町村)
取組において連携する個人及び団体	法人形態等	取組において連携する役割	所在地(市町村)

注1 事業主体(団体名)及び所在地(都道府県・市町村)は、ふりがなをつけてください。

注2 取組地域の範囲は、「旧小学校区」、「旧市町村域」又は「市町村域」から選択して記載してください。

注3 取組地域の範囲の集落名を全て記載してください。

注4 実施要領別表の交付率及び助成額欄の(5)に該当する場合は、地域指定状況を記載してください。

3. 実施体制図

○地域協議会実施体制図(注1)

○会計事務の審査体制(注2)

(注3)

代表者		代表者 (地位継承者)	
運営責任者		運営責任者 (地位継承者)	
事務局長		事務局長 (地位継承者)	
経理責任者		経理責任者 (地位継承者)	

注1 事業の取組に対応した実施体制について、構成員及び連携団体を役割ごとに記載してください。

注2 会計事務の審査体制について、記載してください。

注3 代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者が不在となった場合の地位継承者を記載してください。

4-1. 地域の現状・課題

(1) 事業実施地域の現状と課題について(注1)

(2) (1)に対するこれまでの把握・確認方法及び取組状況(注2)

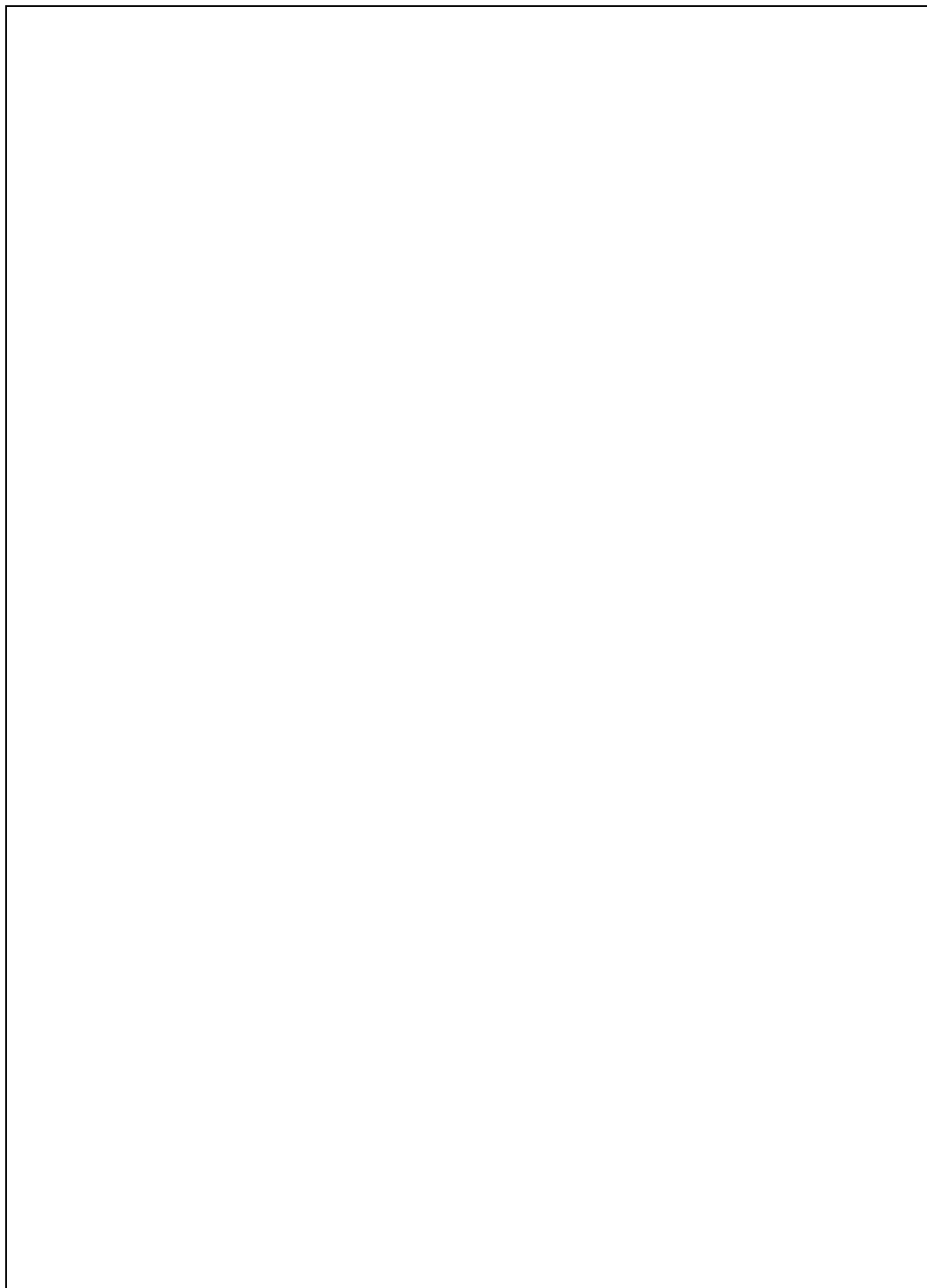
(3) (2)の取組状況を踏まえ、困難だった事項・理由(注3)

注1 都道府県及び市町村から見た地域の位置、地域の人口・基幹産業・農業動向、地域内の関連施設の整備状況、地域資源の概要、関連事業の実施状況、過去の主な活動実績等を踏まえて具体的かつ定量的に記載してください。また、地域の現状を踏まえ、課題となっている事項を具体的に記載してください。

注2 アンケート調査、ワークショップ等を具体的に記載してください。また、これまでの課題解決に向けて実施した取組について、具体的に記載してください。

注3 予算不足、技術力不足、人材不足等を具体的に記載してください。

4－2. 地域の現況図



注 取組地域の集落の範囲など地域の現況が分かる図面を添付してください。

5. 地域の将来像

(1) 地域の将来像(注1)

(2) 事業完了後に期待される効果(注2)

注1 地域の現状や課題を踏まえ、本交付金を活用することにより、目指す地域の将来像を具体的に記載してください。

注2 本事業完了後、地域の活性化、自立及び維持発展に向けて期待される効果について具体的に記載してください。

6-1. 事業実施内容(活動計画策定事業)

(1) 全体

○地域の活動計画策定(注2)

○体制構築及び実証活動(注3)

・体制構築

・実証活動

・専門的スキルの活用

・普及啓発

○合意形成の手法(注4)

○交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組(注5)

○アドバイザーの活用(注6)

・地域の活動計画策定

・体制構築及び実証活動

(2) 令和○年度(取組1年目)

(3) 令和○年度(取組2年目)

(4) 令和○年度(取組3年目)

- 注1 本交付金を活用し、地域の課題解決に向けた具体的な取組内容を記載してください。
また、目標及び評価指標の数値目標の達成に向けた具体的な取組内容を年度ごとに記載してください。
- 注2 地域の自立及び維持発展に向けた将来像を構想し、地域住民が主体となって農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくりについて、具体的な取組内容を記載してください。
- 注3 ・体制構築:活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な従来から活動している団体等を活用した具体的な体制を構築する内容を記載してください。
・実証活動:活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた具体的な取組内容を記載してください。
・専門的スキルの活用:活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた地域外の人材が有するICT等の専門的スキル等を活用する取組内容を記載してください。
・普及啓発:普及啓発に資する情報発信などの具体的な取組内容を記載してください。
- 注4 地域の課題、取組方針等を関係者間で共有し、事業を実施していくための合意形成の手法について、具体的な取組内容を記載してください。
- 注5 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する場合は、具体的な取組内容を記載してください。
- 注6 アドバイザーの活用について、活用する取組内容、活用予定者、活用する人材の専門知識・経験・資格等を記載してください。

6-2. 事業実施内容(専門的スキルの活用)

(1) 令和○年度(取組1年目)

(2) 令和○年度(取組2年目)

(3) 令和○年度(取組3年目)

注1 専門的スキルの活用にかかる委託業務計画を取組年度ごとに具体的に記載してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

注 6-1及び6-2の事業内容について、年度ごとの取組時期、取組内容等がわかる工程表を記載してください。

7. 目標

(1) 目標(注1)

目標項目	現 在 (令和○年度)	1年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 (令和○年度)

【目標設定の考え方】

【数値目標の計測方法】

(2) 評価指標(注2)

目標項目	評価指標項目	現 在 (令和○年度)	1年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 (令和○年度)

【評価指標設定の考え方】

【数値目標の計測方法】

注1 実施要領別表の具体的な事業内容欄の①から③までの取組に対応する計画期間内の事業の実施によって実現しようとする目標を設定し、目標項目、現在の数値、各年度の数値目標を記載してください。
また、情報発信等による普及啓発に係る目標についても記載してください。地域独自の目標を追加することもできます。

注2 (1)の目標の実現状況等を評価するための指標を目標ごとに設定し、評価指標項目、現在の数値、各年度の数値目標を記載してください。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものとしてください。

8-1. 年度別事業計画とその経費の内訳(令和〇年度(取組1年目))

(単位:千円)

取組内容	経費区分	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金 ③	自己資金 ④	備考
1. 活動計画策定事業		0				
(1)活動計画策定		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(2)体制構築・実証活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3) 専門的スキルの活用		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合 計		0				

- 注1 6-1及び6-2の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。
- 注2 「取組内容」は、6-1及び6-2の年度ごとの事業内容を記載してください。
- 注3 「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。
- 注4 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格(相手方、資金の受入時期等)を記載してください。
- 注5 対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
- ・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
 - ・旅費については、旅費規程など根拠資料
 - ・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
 - ・その他の対象経費の算出根拠資料

8-2. 年度別事業計画とその経費の内訳(令和〇年度(取組2年目))

(単位:千円)

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1. 活動計画策定事業		0				
(2)体制構築・実証活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3)専門的スキルの活用		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合 計		0				

注1 6-1及び6-2の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2 「取組内容」は、6-1及び6-2の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3 「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格(相手方、資金の受入時期等)を記載してください。

注5 対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。

- ・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
- ・旅費については、旅費規程など根拠資料
- ・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
- ・その他の対象経費の算出根拠資料

8-3. 年度別事業計画とその経費の内訳(令和〇年度(取組3年目))

(単位:千円)

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1. 活動計画策定事業		0				
(2)体制構築・実証活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3)専門的スキルの活用		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合 計		0				

注1 6-1及び6-2の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2 「取組内容」は、6-1及び6-2の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3 「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格(相手方、資金の受入時期等)を記載してください。

注5 対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。

- ・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
- ・旅費については、旅費規程など根拠資料
- ・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
- ・その他の対象経費の算出根拠資料

9. その他特記事項

注1 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため本交付金と併せて他省庁の関連政策事業を活用して事業を実施する、又は既に実施している場合は、活用する関連政策事業について、省庁名、取組内容、取組時期等を記載してください。

注2 女性が重要な役割を担うなど女性の参画の促進を図っている場合は、具体的な内容を記載してください。

注3 その他の特記事項がある場合は、記載してください。

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(地域活性化対策のうち農山漁村関わり創出事業)

【事業の種類】

(1) 農村体験研修の実施

(2) 情報の発信及び共有

(3) 農村プロデューサー養成講座

事業実施主体名

1. 事業実施主体

事業主体（団体）名（注1）	所在地（都道府県・市町村）
代表者氏名	代表者住所及び連絡先
	〒 Tel Fax E-mail
事務局	事務局所在地及び連絡先
	〒 Tel Fax E-mail

注1 事業主体（団体）名及び所在地（都道府県・市町村）は、ふりがなをつけること。

2. 事業実施体制図（運営責任者（プロジェクトマネージャー）を必ず記載すること。）

（※ 参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付すること。）

--

3. 事業実施における全般的な現状と課題等

現状と課題	
取組目標 (注1)	・ ・ ・
目標の考え方と 測定方法	・ ・ ・
評価指標 (注2、3)	・ ・ ・
評価指標設定の考 え方と数値目標の計測 方法(注3)	・ ・ ・
その他	

注1 事業の種類で(1)農山漁村体験研修の実施を選択した場合、取組目標は「就職氷河期世代(1970年度～1983年度生まれ)の研修生に係る数値目標(研修生に占める割合等)」と、就農支援制度へ導いた人数や割合等、研修生が農山漁村地域での活動へ関心を持つことに係る定量的なものを入れること。

注2 事業の種類で、(1)農山漁村体験研修の実施を選択した場合、評価指標は農山漁村体験研修を受けた人数や受入地域数等、数値目標とすること。

注3 事業の種類で、(2)情報の発信及び共有を選択した場合は、(注3)を付している箇所は空欄とすること。

4. 事業計画（取組の内容）

（１）取組内容（注１）

--

・研修実施地域が決まっている場合は下記も記入してください。

研修実施地域名	農林水産業の体験研修内容	地域のコミュニティ体験研修内容

（２）研修生の募集方法（注２）

--

（３）研修実施地域の募集方法と研修実施地域との調整体制（注２）

--

・研修実施地域が決まっている場合は下記も記入してください。

研修実施地域	実施地域の代表組織名

注１ 事業の種類で、（２）情報の発信及び共有又は（３）農村プロデューサー養成講座を選択した場合は、（１）取組内容（表を除く）のみ記載すること。

注２ 研修生や研修実施地域の募集方法、募集媒体、申し込み資格を含め、具体的に記述すること。

5. 経費の内訳

対象経費を確認するために、次に掲げる資料を添付してください。

- ・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
- ・旅費については、旅費規程など根拠資料
- ・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
- ・その他の対象経費の算出根拠資料

単位：千円

支出事項	経費区分 (注1)	総事業費	本交付金	他の補助金 等(注2)	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
合計						

注1 「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(地域活性化対策のうち農山漁村情報発信事業)

事業実施主体名

1. 事業実施主体

事業実施主体(団体)名(注1)	所在地(都道府県・市町村)
代表者氏名	代表者住所及び連絡先
	〒 Tel Fax E-mail
事務局	事務局所在地及び連絡先
	〒 Tel Fax E-mail

注1 事業主体(団体名)及び所在地(都道府県・市町村)は、ふりがなをつけてください。

2. 事業実施体制図 (運営責任者(プロジェクトマネージャー)を必ず記載すること)
(※ 参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。)

3. 事業実施における全般的な現状と課題等

現状と課題	
取組目標 (注1)	
期待される効果	
その他	

注1 具体的な数値目標を記載すること。

4. 事業計画(取組の内容)

取組内容	
------	--

5. 経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	

年度別事業実施計画

事業名及び活動計画区分	事業実施期間 (交付期間)	計画期間	事業実施主体	事業実施内容	交付額等 (円)
農山漁村振興交付金 (地域活性化対策)	〇〇年度～ 〇〇年度	〇〇年度～ 〇〇年度		令和〇〇年度(実績)	(事業実績額)
					(交付実績額)
				令和〇〇年度(計画)	(事業予定額)
					(交付予定額)

注 「事業名及び活動計画区分」欄は、該当する事業名及び活動計画区分を記載すること。(活動計画区分は活動計画策定事業を行う場合に記載する。)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の年度別事業実施計画の提出について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第7の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

番
年 月 号
 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画(変更)の報告について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第8の2の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番
年 月 号
 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の年度別事業実施計画の報告について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第8の2の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番
年
月
号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第13の1の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)事業実施評価書

1. 事業名及び活動計画区分

(注)活動計画区分は活動計画策定事業を行う場合に記載する。

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

・事業目的

・事業費・交付額(単位:円) 事業費 0円 交付額 0円

・事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他事項

5. 事業実施結果

・目標達成状況

目標項目	目標値	実績値	達成率

(計測方法)〇〇

・評価指標達成状況 (※農山漁村関わり創出事業(2)情報の発信及び共有 を選択した事業は記載不要)

目標項目	評価指標項目	目標値	実績値	達成率

(計測方法)〇〇

・所見

番
年
月
号
日

地方農政局長等 殿

第三者機関名
(地域活性化対策)
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の事業実施評価に関する意見の報告
について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第13の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番
年 月 号
 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第13の3の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番
年

月

号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の完了報告書

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)の第14の規定に基づき、報告します。

事業実施概要

事業名及び活動計画 区分	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	〇〇年度～ 〇〇年度		

(注)活動計画区分は活動計画策定事業を行う場合に記載する。

〇 〇 地 域 の 活 動 計 画

令和〇〇年〇〇月〇〇日 策定

地域名		地域協議会名	
都道府県名		市町村名	
基幹集落名		関係集落名	
主産業	農業 ・ 林業 ・ 漁業 ・ その他()		

1. 地域の状況

地域の概要

人口・世帯		HO(10年前)	RO(現在)	特徴(コメント)
	人口			
	男			
	女			
	0～14歳			
	15～64歳			
	65歳以上			
	人口増減割合(対 10年前) (%)	—		
	高齢者(65歳以上)割合 (%)			
	世帯数			
	高齢者(65歳以上)のみ			
	高齢者のみ世帯割合 (%)			
	平均世帯人員数(総人口/世帯数)			

農家戸数		HO(10年前)	RO(現在)	特徴(コメント)
	農家戸数			
	専業農家			
	兼業農家			
	15～64歳			
	65歳以上			
	農家増減割合(対 10年前) (%)	—		
	高齢農家(65歳以上)割合 (%)			

農地面積		面積(ha)	割合(%)	特徴(コメント)
	水田			
	畑			
	耕作放棄地			
	計			

地域内の組織や人材の状況	区分	団体名	代表者名	取組の概要	取組の課題等

地域内の生活基盤等の状況	施設名		各集落における施設の状況					概要、課題、要望など
			A集落 ()	B集落 ()	C集落 ()	D集落 ()	E集落 ()	
	公的施設等							
	医療・福祉関連							
	教育関連							
	買い物関連							
	エネルギー関連							
	空き家等							
	交通関連							
	その他							

※ 地域内の基幹集落においては、集落名の()に●印を明記する。

地域資源の状況		名称等	概要
	自然・環境		
	歴史・文化		
	伝統行事・祭り		
	特産品		
	その他		

2. 地域の強み（良いところ）・弱み（課題）

地域の強み（良いところ）	
--------------	--

地域の弱み（課題）	(現状)
	(原因)

3. 地域資源を活用した地域活性化の方向性

地域資源の活用方法・取組の方向性

4. 地域の課題解決に向けた具体的な取組

具体的な取組内容	区分	取組内容	取組組織 (取組主体)	取組時期

5. 地域の課題解決に向けた組織体制

組織
体制

(組織体制の継続性を確保するための方策)

6. 地域の将来ビジョン

目指す将来像



地域の目標

(1)地域の目標

目標項目	現在 (〇〇年)	5年後 (〇〇年)	10年後 (〇〇年)

【目標設定の考え方】

(2)評価指標

評価指標項目	現在 (〇〇年)	5年後 (〇〇年)	10年後 (〇〇年)

【評価指標設定の考え方】

地域の将来像（イメージ図）

【令和○年度(1年目)】

【令和○年度(2年目)】

【令和○年度(3年目)】

【令和○年度(4年目)】

【令和○年度(5年目)】

【6年目以降の取組計画】

地域の将来ビジョンの具現化に向けた取組（工程表）

その他特記事項